

平成30年度財対市長ヒアリングの結果を受けて行う市民参加手続き等に係る調査票

財政対策の状況	市民参加手続き（一括パブリックコメント除く）				一括パブリックコメント（30.9.4～30.10.3）		その他	
	財対市長ヒアリング結果区分	市民参加の対象事項の区分（条例第7条第1項各号）	実施する市民参加の方法（条例第8条各号）	実施時期	案件名	概要		パブリックコメントに含む実施する説明書の有無
財政対策プログラムの事業（施設）名称 特定不妊治療費等助成事業（子育て支援課） （子育て支援係）	E	(3)市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃（前号に掲げるものを除く。）	(2) 審議会等 返子市子ども子育て会議	6月21日	特定不妊治療費等助成事業	緊急財政対策プログラムの一環として30年度の特定不妊治療実施分から従来の助成額50,000円を10,000円に変更し実施している。また、不育症治療にかかるといって、不育症開始以来実績がないため当面助成休止となっている。	無	助成額 変更前 50,000円 変更後 10,000円 不育症治療助成休止
ひとり親家庭等福祉手当支給事業（子育て支援課） （子育て支援係）	B	(3)市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃（前号に掲げるものを除く。）	(2) 審議会等 返子市子ども子育て会議	6月21日	ひとり親家庭等福祉手当支給事業	緊急財政対策プログラムの一環として31年度以降から事業の縮小を図る予定。現行一世帯月額6,000円を支給しているが、31年度に半減、32年度に廃止する予定。	無	変更前 月額6,000円 変更後 H31年度 3,000円 H32年度 廃止 * 現況届受付に合わせ、アンケート実施予定
ふれあいスクールの事業（子育て青少年育成係）	B	(3)市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃（前号に掲げるものを除く。）	(2) 審議会等 返子市子ども子育て会議	6月21日	ふれあいスクールの開設日の変更	現在緊急財政対策の一環として試行的に開設日時を変更している。来年度以降も継続するため、要綱の改正を行うもの。	無	変更前 開設日 日曜日、祝日、年末年始及び市長が定める日 変更後 開設日 土日祝日、年末年始及び市長が定める日を除く毎日
体験学習施設スマイル（子育て青少年育成係）	B	(3)市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃（前号に掲げるものを除く。）	(2) 審議会等 返子市子ども子育て会議	6月21日	体験学習施設スマイルの開設時間の変更	現在緊急財政対策の一環として試行的に開設時間を変更している。来年度以降も継続するため、要綱の改正を行うもの。	無	変更前 開館時間 午前9時から午後8時まで 変更後 開館時間 午前9時から午後7時まで 平日 祝日 午前9時から午後5時まで 土日 祝日 午前9時から午後5時まで
幼稚園就園奨励事業（保育課）	B	(3)市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃（前号に掲げるものを除く。）	(2) 審議会等 返子市子ども子育て会議	H30.6.21 H30.10	私立幼稚園就園奨励費市単独補助分の支給対象者の変更について	市単独補助分に所得制限を設ける。	無	変更点：市の制度 対象世帯 全員 → 国庫補助対象外世帯のうち、所得割額300,999円以下の世帯 支給額 18,000円または16,000円 → 16,000円 支給時期 7月 → 12月

ふれあいスクールと放課後児童クラブはどう違うの？

皆さまに、子どもの放課後の居場所となるふれあいスクールと、放課後児童クラブの違いをご案内します。

ふれあいスクール		放課後児童クラブ
小学校の余裕教室等を活用した子ども達の放課後の安全な遊び場です。遊びを通じて、異年齢の子ども達と交流します。	目的は？	保護者が留守等の児童を対象とした、遊びを中心とした生活の場で、学校敷地外の専用施設です。
原則として当該小学校に通う児童。(当該学区に住んでいる小学生を含みます。)	対象者は？	保護者が就労で留守になる等家庭の児童。(当該小学校の在校生か、当該学区に居住する小学生) ※希望者の多い学区では、選考が行われ待機となる可能性があります。
室内では、工作、読書など、校庭ではサッカー、ドッジボールなどで遊ぶことができます。また、季節ごとのイベントも行っています。	活動内容は？	宿題の声かけや、室内外での様々な遊び、みんなでおやつを食べる等、集団での活動が中心です。
放課後～17時(11月～1月は16時30分まで※1)	開設時間は？	放課後～19時(18時～19時は延長保育)
9時～17時(11月～1月は16時30分まで※1) 土日祝日、お盆、年末年始等はお休みです。	土曜日や夏休みなど学校のない日の開設時間は？	8時～19時(18時～19時は延長保育) 日曜日、祝日、年末年始はお休みです。
子ども達の自主性・自発性を尊重しながら、全ての子ども達が楽しく、安心して遊べるように、パートナーがサポートします。	スタッフの役割は？	家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し、子ども達の保育をしています。
ふれスクでは、夏休みなど、給食のない日は各自で持参した弁当が食べられます。なお、原則としておやつは食べられません。	食事やおやつは？	午前中から保育がある場合は、各自弁当を持参します。おやつはクラブで用意します。
原則無料。ケガなど万一の場合は、市で加入している保険が適用されます。	会費と保険料は？	おやつ代、保険料を含めて、月額12,000円(別途減額あり)。延長保育料は月額1,000円。
新1年生へは、入学式以降に、学校を通じて登録利用の申込用紙を配布します。新1年生が学校から直接利用する場合は、通学や学校生活に慣れた後から利用できます。	いつから利用できるの？	新年度の申込は前年10月から11月頃です。その他の月は、前月15日までの申込で、1日からの利用となります。
学校が休校となった場合は、休館となります。また開設時間中に、暴風・大雨警報等の各種気象警報が発令された場合などは閉館とし、その際保護者のお迎えをお願いすることがあります。学年・学級閉鎖になった場合、該当クラスの子どもは利用できません。	学校が休校や学級閉鎖になったら？	学校が休校となった場合は、8時から開所しますが、休校とされた趣旨を踏まえ子どもの安全を図るため、なるべく自宅で待機するようお願いいたします。学年・学級閉鎖になった場合でも子どもが健康であれば、8時から利用できます。
安全管理のため、来室した児童氏名の確認をしています。また、暗くなったら、保護者のお迎え等、なるべく1人帰りをしないようお願いしています。	その他	来る予定の児童が登所しない場合は、職員が連絡する等、所在を確認します。また、午後5時以降は原則として保護者にお迎えをお願いしています。
教育部子育て支援課青少年育成係 (第一運動公園内スマイル)	担当課	教育部保育課(市庁舎)

※1保護者のお迎えがある場合は、17時まで利用することができます。

幼稚園保育料等の補助についてのご案内（平成 30 年度）

返子市では、お子さんを私立幼稚園に通園させている保護者の経済的負担を軽減するための補助制度を行っています。この補助金は、市外の幼稚園に通園している場合であっても受け取ることができます。なお、補助に関する申請書類等は、園児が通園する幼稚園を通じて保護者のお手元に届きます。

【対 象】 市内に居住し、かつ住民登録があり、市民税の所得割額が一定の基準以下の世帯又は以下の表の上記区分以外の世帯で、私学助成を受ける私立幼稚園に在園している満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者（ただし、階層区分表※に該当する満3歳児は対象外になります。）

【交付額】 園児1人につき、次の表の該当する額

（単位：円）

階 層 区 分		(ア) 第1子	(イ) 第2子	(ウ) 第3子以降
		補助限度額	補助限度額	補助限度額
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000		
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	272,000	308,000	
	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯（ひとり親等）	308,000		
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000	308,000	
	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親等）	308,000		
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	187,200	247,000	308,000
	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（ひとり親等）	272,000	308,000	

階 層 区 分		(エ) 小学校3年生までの兄弟がいない世帯		(オ) 小学校3年生までの兄弟が1人いる世帯		(カ) 小学校3年生までの兄弟が2人以上いる世帯	
		在園している園児の数	補助限度額	在園している園児の数	補助限度額	在園している園児の数	補助限度額
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	1人目	62,200	1人目	185,000	1人目 以降	308,000
		2人目	185,000	2人目 以降	308,000		
		3人目 以降	308,000				
V	上 記 区 分 以 外 の 世 帯	1人目(満3歳児を除く)	※	1人目	154,000	1人目 以降	308,000
		2人目	154,000	2人目 以降	308,000		
		3人目 以降	308,000				

※に該当する人はこちらをご覧ください。

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,201 円以上 300,999 円以下の世帯	1人目(満3歳児を除く)	16,000
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 301,000 円以上の世帯	1人目(満3歳児を除く)	対象外